

墓地内の清掃は各自で

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管理料は公共部分(広場・道路・駐車場・緑地など)を管理するためのもので、墓地内の清掃は各自で行うことになっています。清掃をせず、草だらけにしていると、隣接する墓地使用者に大変迷惑を掛けるこ



ご先祖様を大切に

とになります。

思うように墓地の管理の時間が取れないという人には、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理組合事務所(☎36・2292)へ申し込んでくださ

許可の取り消しも

次に該当するような場合、使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき
- 3年間管理料を納めないとき

変更手続きを忘れずに

墓地使用許可書の記載内容に変更(住所・本籍・保証人など)があ

った場合は、30日以内に手続きをしてください。

特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、手続きを忘れずにお願ひします。

式場の利用について

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けています。納骨式・回忌などの法要にご利用ください。

料金は左表のとおりです。

式場・和室の使用料

	使用料
式場	4時間まで1時間2,415円 超えると1時間1,050円
和室	4時間まで1時間1,050円 超えると1時間525円

※冷暖房費は、別途かかります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)または、いずみ聖地公園管理組合(☎36・2292)へ。

保険料免除の申請は 保険年金課へ

国民年金には、事故や病気などで働けず収入がない場合に、本人の申請により保険料を免除する制度があります。

この免除制度には保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の半分を納めることによって残りの半分が免除される「半額免除」がありますが、いずれも一定の基準に該当した場合に免除が認められます。

また、免除の申請は、前年の所得を確認する必要があるため毎年必要です。

なお、免除の承認を受けた期間は保険料の未納期間とはなりません。将来、老齢基礎年金を受けるときには、納めた場合の3分の1(全額免除)または3分の2(半額免除)の年金額として計算されます。また、免除を受けた期間から10年以内であれば、さかのぼって納めることができますので、納められるようになった場合は千葉社



◆免除の期間

平成16年度の保険料免除承認期間は、全額・半額免除とも平成16年7月～17年6月の1年間で、1年分の承認を受けようとする場合は8月末までに保険年金課へ申請してください。

◆申請に必要なもの

免除申請に必要なものは、年金手帳、印鑑(本人が署名する場合)は不要。転入者は所得および控除額を証明できる書類も必要。

※学生には「学生納付特例制度」がありますので、全額・半額免除を受けることができます。くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

合併処理浄化槽

設置費と

維持管理費に補助

【設置補助金】

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(左表参照)。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽へ転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、浄化槽の設置に伴いトイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円)を限度を支給します。

また、4月から印旛沿流域に限り、窒素またはリンを除去する高

浄化槽設置費補助限度額		
人槽	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽
5人槽	354,000円	444,000円
6・7人槽	411,000円	486,000円
8～10人槽	519,000円	576,000円
11～20人槽	981,000円	1,092,000円
21～30人槽	1,668,000円	1,860,000円
31～50人槽	2,238,000円	2,496,000円

度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助する制度を新設しました(左上表参照)。

【維持管理費補助金】

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査が義務付けられています)。

この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

※騒音地域については、設置補助金および維持管理費とも補助金の限度額が違います。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

障害基礎年金

現況届は7月30日までに

毎年7月は、障害基礎年金を受けている人が、現況届を提出する時期です。現況届は、引き続き年金を受けるための大切なものです。該当者には、千葉社会保険事務局佐原事務所から現況届の用紙が6月中に届きますので、必要事項を記入して7月30日(金)までに保険年金課へ提出してください。

●対象 ①次のいずれかに当てはまる人

- ①20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている人
- ②障害補正年金から移行した障害基礎年金を受けている人

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

住宅を建設・購入した人に

市で5年間 利子補給

市では、住宅金融公庫から資金の融資を受けて市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。



制度を有効に

来年4月1日に採用の市職員を募集

平成16年度の印旛郡市職員採用共同試験が次の日程で行われます。成田市では、消防職員を次の要領で募集します。

【採用予定人員】

- 消防職…若干名
- 消防職(救急救命士の資格を有する者)…若干名

【受験資格】

- 消防職…昭和51年4月2日～昭和62年4月1日生まれの人
- 消防職(救急救命士の資格を有する者)…昭和51年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人で、救急救命士の資格を有する人または平成17年3月31日までに資格を取得できる人

【募集要項の配布】

7月5日(月)から人事課(市役所3階)で配布(郵送を希望する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を張ったA4サイズの返信用封筒を同封して請求)

【申込方法】 申込書と受験票を直接または郵送で人事課へ

【受付期間】

8月2日(月)～8月13日(金)

(月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで有効)

【試験日および会場】

9月19日(日) 佐倉市立佐倉中学校

※他市町村を希望する人は、直接希望市町村にお問い合わせください。くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

●対象 市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人

- 給与所得だけの人は、金銭消費貸借(抵当権設定契約)以下、金消費契約という前年の合計収入額が800万円以下
- 給与以外の所得のある人は、金消費契約前年の合計所得が600万円以下

●申込期間 金融公庫との金消費契約後6カ月以内(をむを得ない理由がある場合は1年以内)

●利子補給率 当初の金利+2% (ただし1%を限度)

※公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。くわしくは宮繕課(☎20・1552)へ。

●利子補給額 年末融資残高(1000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給)

●由がある場合は1年以内

●利子補給率 当初の金利+2% (ただし1%を限度)

水稲に薬剤散布

12日・13日・26日に
ヘリコプターで

成田市植物防疫協会では、水稲をイモチ病・紋枯病から守り、良質なお米を作るため、ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。また、ヘリコプターによる散布が難しい場所についてはラジコンヘリコプターで行います。期日と散布区域は左表のとおりです。作業予定時間は各地区とも午前4時30分～9時ごろです。なお、雨天や強風の場合は順延します。また、日程などに変更が

薬剤散布の期日と区域		
期日	散布区域	散布方法
7月12日(月)	公津、八生、豊住(北羽鳥・南部・北部・安西・竜台)	ヘリコプター
7月13日(火)	八生(上福田・下福田の一部)、中郷、久住、豊住(長沼・南羽鳥・佐野)、遠山	ヘリコプター
7月26日(月)	八生(上福田・松崎・米野・大竹)、中郷(赤荻)	ラジコン ヘリコプター

生じる場合は、防災行政無線などでお知らせします。ご迷惑をお掛けしますが、次のことに注意してください。

- 薬剤の散布時間は、一部通勤・通学時間帯に重なるため、区域内の水田周辺の通行、駐車をするべく避けるなど薬剤がかからないように注意してください。
- 散布薬剤は殺菌剤で、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万一薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落としてください。心配なときは、健康増進課(☎27・1111)または成田赤十字病院(☎22・2311)へ相談してください。
- 洗濯物や寝具などは外に干さないようにし、小動物のかごなどにはカバーをするなどしてください。

節水

限りある水を
もっと大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。しかし、水は

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

限りある貴重な資源です。水を上手に使い、節水に心掛けましょう。一人ひとりのちょっとした工夫が節水につながります。

- ・洗濯や庭のまき水は、風呂の残り湯で
- ・歯みがきはコップを使って
- ・洗顔は水をためて
- ・洗車はバケツ洗いで
- ・食器洗いには水をためて

※くわしくは市水道部業務課(☎22・0269)へ。

農地違反転用防止対策強化特別月間

農地転用には
許可や届け出が必要です

7月1日から9月30日は、農地違反転用防止対策強化特別月間です。

次の場合は、転用の許可や届け出が必要となりますのでご注意ください。

- 農地を宅地、駐車場、資材置き場などに転用する場合(市街化区域は届け出)
 - 農地を建設残土で盛り土・埋め立てをする場合(一時転用)
- なお、違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元な

どの文書勧告を行います。また、これに従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

※くわしくは農業委員会(☎20・1573)へ。

樹木の管理

伸びすぎた枝は
せん定を

盛夏を迎え、木々の葉も緑濃く生い茂る季節になると、敷地から道路上へ樹木の枝が伸び、車道や歩道を覆っている光景をよく見掛けます。

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸びすぎた枝はせん定するなど、所有者は適正な管理をお願いします。

なお、せん定した枝は、ごみ収集袋(燃やせるごみ)に入れ、集積所へ出しましょう。

※くわしくは道路維持課(☎20・1551)またはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

短期間の
技能講習会を開催

県立東金高等技術専門学校

【アーク溶接特別教室】

期間 7月28日(水)～30日(金)
(3日間)

定員 15人(先着順)

内容 労働安全衛生法に基づくアーク溶接特別教育

受講料 無料

【パソコン入門】

期間 7月28日(水)・29日(木)
(2日間)

定員 15人(先着順)

内容 基本操作とワープロソフトの使い方

受講料 997円(テキスト代)

【色彩セミナー】

期間 7月28日(水)・29日(木)
(2日間)

定員 10人(先着順)

内容 色彩の基本知識と配色基礎演習および色彩検定3級の内容と対策問題の解説

受講料 無料

※募集期間はそれぞれ7月1日(木)～12日(月)。申し込みなどくわしくは県立東金高等技術専門学校(☎0475・52・3148)へ。

公民館と地域の20周年を祝い さまざまなイベントが

7月30日(金)から8月1日(日)まで、玉造公民館と玉造地区のまちの20周年を祝い、公民館利用者と地域の皆さんが一緒になって楽しいおまつりを開催します。

館内では各サークルの日ごろの活動成果を披露する発表会・展示会、館外にはお祭り広場を設け、盆踊りやよさこいソーラン、花笠パレード、各種出店やフリーマーケットなど、楽しいイベントが盛り

りだくさんです。皆さんもぜひ参加してみませんか。

●期日 7月30日(金)～8月1日(日)

●内容 各サークルの発表・展示会、フリーマーケット、テナントなど

※くわしくは玉造公民館(☎26-3644)へ。

玉造公民館20周年まつり

期日	室内イベント	お祭り広場
7月30日(金)	13:00 フォークダンス 14:00 交流囲碁大会	—
7月31日(土)	10:00 公民館20周年式典 10:40 記念コンサート 13:00 大正琴 13:30 詩吟 14:00 ドイツ歌曲 14:30 コーラス 18:00 ダンスパーティー	15:00 よさこいソーラン 16:10 阿波おどり 16:40 フラダンス 17:20 バンド演奏 18:00 花笠パレード 18:30 おはやし 19:00 盆踊り
8月1日(日)	11:00 クラシックギター 13:00 オカリナ演奏 13:30 舞踊 14:10 ラウンドダンス 15:10 フラダンス	15:00 カラオケ 17:30 ジャズ演奏 (雨天時は室内) 18:30 和太鼓 19:00 盆踊り
展示 7月30日(金)～8月1日(日) 俳句、川柳、編み物、水彩画、書道、レザークラフト、陶芸		
茶会 8月1日(日) 10:00～14:00 2階和室		
フリーマーケット 7月31日(土)・8月1日(日) 10:00～		
お祭り広場テナント 7月31日(土)・8月1日(日) ビール、綿あめ、かき氷、ポップコーン、カレーなど		

相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室 ☎ 20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	27日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	20日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	20日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	8日(木)・22日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	17日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎ 23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	8日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 5日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	6日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	1日(木)・15日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎ 20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎ 20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎ 28-3234

今月の消費生活相談Q&Aは、お休みします。